

新人委第815号の11
平成29年3月30日

各任命権者様

新潟市人事委員会
委員長 兒玉 武雄

教育職俸給表の適用を受ける職員の初任給決定について（通知）

このことについて、平成29年4月1日以降下記の基準により実施する場合は、新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第29号。以下「規則」という。）第18条の規定に基づきあらかじめ人事委員会の承認があったものとして取り扱うこととしたので通知します。

記

- 1 教育職俸給表の適用を受ける職員の初任給については、規則第14条第1項本文中「12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第2号に掲げる者にあつては13年を超える経験年数と、第3号、第4号又は第6号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月）」とあるのは、「12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第2号に掲げる者にあつては13年を超える経験年数と、第3号、第4号又は第6号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月（級別資格基準表に定める必要経験年数が5年未満とされている職務の級に決定された者にあつては、当該経験年数のうち5年から級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を減じた年数を超えない年数の月数については12月、当該経験年数のうち5年を超え10年までの年数の月数については15月、級別資格基準表に定める必要経験年数が5年以上10年未満とされている職務の級に決定された者にあつては、当該経験年数

のうち10年から級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を減じた年数を超えない年数の月数については15月))」と読み替えて規則第14条及び第15条の規定を適用した場合に得られる号俸とすることができる。

2 教育職俸給表の適用を受ける職員のうち、採用の日に引き続いていた次の各号に掲げる期間を有する者の初任給については、当該期間に係る経験年数に限り、前項の規定にかかわらず、同項の読替え規定中「15月」とあるのは、「12月」と読み替えて規則第14条及び第15条を適用した場合に得られる号給とすることができる。この場合において、その者のその他の経験年数については、前項の規定の適用を妨げないものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭として勤務していた期間
- (2) 県内の地方公共団体の設置する前号の学校に相当する学校に教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する普通免許状を有する講師又は養護助教諭として勤務していた期間
- (3) 少年院法（昭和23年法律第169号）に規定する少年院に同法第4条第1項各号に掲げる教科についての矯正教育を担当する職として勤務していた期間
- (4) 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号。以下「改正法」という。）による改正前の児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する教護院に同法第48条第2項に掲げる教科についての教護を担当する職として勤務していた期間（児童福祉法に規定する児童自立支援施設に改正法附則第7条に掲げる教科についての自立支援を担当する職として勤務していた期間を含む。）

3 前2項による調整に当たり、12月で除すこととされる経験年数の月数のうち12月に満たない端数の月数は、15月で除すこととされる経験年数の月数として取り扱うことができる。また、15月で除すこととされる経験年数の月数のうち15月に満たない端数の月数は、18月で除すこととされる経験年数の月数として取り扱うことができる。